

時間外勤務手当	平成28年度普通会計決算額	134,248千円
	1人あたり平均支給月額	27,487円
特殊勤務手当	支給職員の割合	24.1%
	1人あたり平均支給月額	6,576円
	手当の種類	危険手当、市税徴収手当、税務調査手当、不快手当ほか8種類
扶養手当	配偶者 13,000円 その他 1人につき6,500円 (配偶者がいない場合の1人目は11,000円) (15歳~22歳の子1人につき5,000円加算)	
住居手当	借家・借間居住者	12,000円を超える家賃の額に応じ、最高27,000円
	持家者	平成28年度より廃止
通勤手当	交通機関等利用者	55,000円を限度とし、運賃相当額の範囲内で支給
	交通用具利用者	通勤距離に応じ、最高24,500円

### 7 特別職の報酬等の状況

区分		給料月額等	期末手当
給料	市長	906,000円	6月期 1.5月分 12月期 1.75月分 計 3.25月分
	副市長	761,000円	
報酬	議長	481,000円	役職加算・管理職加算措置有
	副議長	441,000円	
	議員	417,000円	

### 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### 1 職員の勤務時間(標準的なもの)

勤務時間	休憩時間
8:30~17:15 (休憩時間を除き7時間45分)	12:00~13:00

#### 2 主な休暇の状況

種類	概要
年次有給休暇	1年につき20日付与
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合

#### 3 育児休業等の取得の状況

	育児休業取得者	部分休業取得者	育児短時間勤務
男性	1人	1人	0人
女性	57人	53人	4人

### 職員の分限および懲戒処分の状況

#### 1 職員の分限処分の状況

理由	免職	降任	休職
心身の故障	0人	0人	11人

#### 2 職員の懲戒処分の状況

理由	免職	停職	減給	戒告
法令違反	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0人	0人	0人	0人

### 職員のサービスの状況

#### 営利企業等への従事許可の状況

0件
----

### 職員の研修および勤務成績の評定の状況

#### 1 研修の状況

研修区分	主な研修名	延受講者数
一般研修	一般職員研修、係長研修、課長研修など	375人
専門研修	地方自治法研修、地方公務員法研修、民法研修など	483人

#### 2 勤務成績の評定の状況

概要	職員の職務活動を評価し、職員の能力開発と適材適所の職員配置等を目的とした人事考課制度を実施しています。
対象者	全職員
評価期間	平成28年4月1日~平成29年3月31日

### 職員の福祉および利益の保護の状況

#### 1 職員の定期健康診断の状況

職員の健康管理のため、1年に1回定期健康診断または人間ドックを受診させています。  
また、深夜業務および放射線業務等の従事者に対して、上記健康診断に加えて特別健康診断を実施しています。

#### 2 公務災害認定の状況

職務中の負傷	出張中の負傷	通勤中の負傷	計
10件	0件	0件	10件

#### 3 津島市公平委員会に対する措置要求および不服申立ての状況

0件
----

問合 人事秘書課人事G ☎24-1124

# 平成28年度 津島市人事行政の運営状況を公表します

津島市の人事行政運営の公正性や透明性を高めるため、職員の給与、勤務条件、福利厚生などについて公表します。なお、今回掲載したものは概要版です。より詳細な資料を市のホームページに掲載していますのでご覧ください。

(特に記載のない限り平成28年4月1日現在、特別職および教育長を除く数値です。)

## 職員の任免および職員数に関する状況

### 1 平成28年度における職員の任免の状況

平成28年 4月1日	退職者数	採用者数	平成29年 4月1日
1,056人 (47人)	74人 (11人)	98人 (7人)	1,080人 (43人)

採用者数は、平成28年4月2日から平成29年4月1日に採用した人数です。  
( )内は再任用短時間勤務職員であり、外書きです(教育長含む)。

### 2 職員数の状況

区 分	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	増減
一般行政 部 門	303人 (27人)	313人 (27人)	10人 (0人)
特別行政 部 門	105人 (10人)	107人 (7人)	2人 (▲3人)
公営企業等 会 計 部 門	648人 (10人)	660人 (9人)	12人 (▲1人)
合 計	1,056人 (47人)	1,080人 (43人)	24人 (▲4人)

休職者、派遣職員を含み、臨時・非常勤職員を除きます。  
( )内は再任用短時間勤務職員であり、外書きです。教育長含む。

### 4 平均給料月額等の状況

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	298,800円	402,212円	41.1歳

平均給与月額は、平成28年4月分の給料および職員手当(期末・勤勉手当を除く)の合計を平成28年4月の職員数で除したものです。

### 5 一般行政職の級別職員数

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・技師	93人	28.5%
2 級	主事(相困)・技師(相困)	38人	11.7%
3 級	主査	53人	16.3%
4 級	統括主任・主任主査	72人	22.0%
5 級	補佐	31人	9.5%
6 級	課長・主幹	13人	4.0%
7 級	次長・課長(相困)	17人	5.2%
8 級	部長	9人	2.8%
計		326人	100.0%

※相困…相当困難な業務を処理  
特困…特に困難な業務を処理

## 職員の給与の状況

### 1 人件費の状況(平成28年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成29年3月31日)	歳 出 額 A	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
人	千円	千円	%
63,702	20,430,195	3,661,699	17.9

人件費には、特別職および教育長に支給される給料、報酬等を含みます。

### 2 職員給与費の状況(平成28年度普通会計決算)

職員数	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
人	千円	千円	千円	千円
420	1,485,177	378,126	592,064	2,455,367

職員手当には、退職手当は含みません。

### 3 一般行政職の初任給等の状況

区 分	初任給	経験年数10年	経験年数20年
大学卒	184,800円	—	353,400円
高校卒	150,500円	—	×円(注)

(注)個人が特定されるものについては公表していません(2人以下の項目)

### 6 主な職員手当の状況

期末・勤勉 手 当		期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.225月分	0.8月分
	12月期	1.375月分	0.9月分
	計	2.6月分	1.7月分
職制上の段階、職務の等級による加算措置有			
退職手当		自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	20.445月	25.55625月
	勤続25年	29.145月	34.5825月
	勤続35年	41.325月	49.59月
	最高限度	49.59月	49.59月
その他 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり 平均支給額	6,594千円	21,615千円	
地域手当	支給対象地域	全地域	
	支給率	6%	
	1人当たり平均支給月額	19,377円	

しっかりチェック!

# 税のお知らせ



## 平成30年度市・県民税の主な変更点

### ◆給与所得控除の見直し

平成26年度税制改正により、給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられます。

区分	現行(平成26年度～平成28年度課税分)	平成29年度課税分	平成30年度以後の課税分
上限額が適用される給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

### ◆スイッチOTC薬控除の創設

健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除)を受けることができます。

平成30年度から平成34年度の市・県民税に適用されます。

ただし、スイッチOTC薬控除は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。したがって、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。

また、選択した控除を、更正の請求や修正申告において、変更することはできません。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。

### ◆医療費控除の明細書添付の義務化

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の作成および添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※医療保険者からの医療費通知を添付する場合は、作成を省略できます。

## 年末調整について

毎月の給料やボーナスから所得税が源泉徴収され、12月に年末調整で所得税の過不足が精算されることになっています。年末調整の対象となる方は、勤務先に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している方です。

年末調整をすることによってその年の所得税の税額が確定するため、確定申告をする必要はありませんが、次の場合などは確定申告を行う必要があります。

- ・給与収入が2000万円を超える場合
- ・平成29年中に支払った医療費があり、医療費控除が必要な場合
- ・給与所得および退職所得以外に20万円を超える所得がある場合
- ・2か所以上の事業所などから給与・賃金を受けている場合(所得の要件等により確定申告をする必要がない場合もあります)

### 問合せ

所得税 津島税務署 ☎26-2161  
市・県民税 税務課市民税G ☎55-92603

## お知らせください

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取壊しや新增築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合、ご連絡ください。

※平成29年1月2日以降に新增築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。

### 問合せ 税務課固定資産税G

☎55-92614

個人市・県民税(個人住民税)の特別徴収推進について

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法および各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市・県民税を特別徴収していただくこととなります。

市では、平成26年度から、原則として特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額決定通知書を送付しています。事業主の方々のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート・アルバイトも含む)

特別徴収の対象にならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・二つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・毎月の給与支給額が少なく、個人市・県民税を特別徴収しきれない方
- ・給与が毎月支給されていない(不定期な)方

問合せ 税務課市民税G  
55-9263

パート収入と税金および各種控除

パート収入金額	市・県民税		所得税	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除
	均等割	所得割				
93万円以下	かからない	かからない	かからない	38万円(33万円)	受けられない	38万円(33万円)
100万円以下						
103万円以下						
103万円超105万円未満	かかる	かかる	かかる	受けられない	38万円(33万円)	受けられない
105万円以上110万円未満					36万円(33万円)	
110万円以上115万円未満					31万円	
115万円以上120万円未満					26万円	
120万円以上125万円未満					21万円	
125万円以上130万円未満					16万円	
130万円以上135万円未満					11万円	
135万円以上140万円未満					6万円	
140万円以上141万円未満					3万円	
141万円以上						

年末調整や確定申告で、配偶者控除や配偶者特別控除、または扶養控除の対象とされる方に、パート収入があると、その収入金額によって、次のような注意が必要です。

パート収入と税(夫婦・親子と税)

- ① 配偶者控除または配偶者特別控除を受けられるかどうか。
  - ② 扶養控除を受けられるかどうか。
  - ③ 控除の対象となる方自身に税金がかかるかどうか。
- パート収入は通常、給与所得になりますので、その場合は表のようになります。

注1 市・県民税および所得税の「かかる」については、生命保険料控除、扶養控除等の有無により、かからない場合もあります。  
注2 配偶者控除、配偶者特別控除、および扶養控除の( )内の金額は、市・県民税の控除額です。

参考

扶養控除については、扶養親族の年齢により控除額が異なります。

扶養親族	区 分		控 除 額	
	年 齢	生 年 月 日	所得税	市・県民税
年少扶養	0歳～15歳	平成14年1月2日 以後	なし	なし
一般扶養	16歳～18歳	平成11年1月2日 以後 平成14年1月1日 以前	38万円	33万円
	23歳～69歳	昭和23年1月2日 以後 平成7年1月1日 以前		
特定扶養	19歳～22歳	平成7年1月2日 以後 平成11年1月1日 以前	63万円	45万円
老人扶養	70歳～	昭和23年1月1日 以前	48万円	38万円

\*老人扶養親族のうち、扶養者またはその配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、同居の常況にある親族の場合は、加算額(所得税:10万円、市・県民税:7万円)があります。

ただし、年末調整や確定申告をされる方の合計所得が1000万円を超える場合などには配偶者特別控除を受けることができません。

問合せ 税務課市民税G  
55-9263